



島根県報

平成30年7月3日（火）

号外第94号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第467号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年7月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考		
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長				
県 道	松江鹿島美保関線	松江市殿町200番地先から同町201番地先まで	前	14.53～ 27.50	7.49	松江県土整備事務所	街路事業 拡幅		
			後	21.16～ 27.50	7.49				
"	本庄福富松江線	松江市南田町137番5地先から同地先まで	前	29.00	12.00		松江県土整備事務所	街路事業 拡幅	
			後	29.00～ 40.90	12.00				
"	"	松江市米子町51番9地先から同地先まで	前	32.00～ 32.10	6.00			松江県土整備事務所	街路事業 拡幅
			後	35.90～ 36.20	6.00				

島根県告示第468号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年7月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江鹿島美保関線	松江市殿町200番地先から同町201番地先まで	メートル 7.49	平成30年 7月3日	松江県土整備事務所	
	〃	本庄福富松江線	松江市学園南一丁目435番1地先から同433番1地先まで	平成30年 7月3日		
	〃	〃	松江市南田町137番5地先から同地先まで	平成30年 7月3日		
	〃	〃	松江市米子町51番9地先から同地先まで	平成30年 7月3日		